

第2回 紅麹関連製品に係る事案の健康被害情報への対応に関するワーキンググループ

日時：令和6年10月24日（木）
（持ち回り審議により開催）

議事要旨

出席者

構成員：五十音順、敬称略、◎は座長

◎曾根博仁、塚本和久、西崎泰弘、山縣邦弘

議題及び概要

- （1）小林製薬株式会社の紅麹を使用した機能性表示食品（3製品）に係る健康被害情報への食品衛生法上の措置の要否について
 - ・ 今回のワーキンググループでは、大阪市が実施した調査のうち、令和6年9月30日までに、厚生労働省に調査が終了した旨の報告があった死亡例の中で、前回のワーキンググループで対象とした58例を除く26例の死亡例を対象とした。
 - ・ 以下の①及び②を満たす5例を基に、食品衛生法上の措置の要否を検討した。
 - ① プベルル酸が含まれる令和5年7月以降に出荷された製品を喫食した可能性が高い者
 - ② 近位尿細管障害を含め、何らかの腎障害がある又は疑われる者
 - ・ 検討の結果は、第1回のワーキンググループと同様であった。

- （2）その他
特になし